

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県における宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存のシステムの改修等に係る費用を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、宿泊税の登録特別徴収義務者に対し、予算の定める範囲内において、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「宿泊税」とは、沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。）第1条に規定する法定外目的税をいう。
- (2) 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル及び同条第3項に規定する簡易宿所、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の経営者をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 この補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる宿泊事業者とする。

- (1) 沖縄県内に所在する宿泊施設について、条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録を知事に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者（当該申請が第15条に規定する実績報告を行う日又は条例第9条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行われる意思を有する者に限る。）とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課す市町村に所在する宿泊施設については、当該市町村長に特別徴収義務者としての登録を申請した者又は申請する予定の宿泊事業者とする。
 - (2) 前号に規定するほか、県内の宿泊施設の経営に関与する者で、知事が認める者
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。
- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 第1項第1号に規定する申請を第15条に規定する実績報告を行う日又は条例第9条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行う意思のない者

- (3) 県税に未納がある者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
 - (5) その他知事が適当でないとする者
- 3 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛に照会することができる。
- 4 知事は、第2項第3号に規定する県税の未納に関する事項について、県税事務所長宛に照会することができる。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる補助事業（以下「補助事業」という。）は、沖縄県宿泊税の導入に伴い、補助対象者が県内に所在する各宿泊施設において実施する既存のシステム改修等に係る事業とする。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

- 第5条** 知事は、補助対象事業者が行う補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。
 - 3 本補助金の補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（事前協議）

- 第6条** 1 施設当たり200万円を超える補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業の内容等について事前に知事と協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により協議を受けた事項について必要な指示をし、補助事業の内容等を変更させることができる。

（補助金の交付申請）

- 第7条** 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 前項の消費税等仕入控除税額は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当

額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に、地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

- 4 第1項の書類の提出期限は、知事が別に定める。
- 5 補助金の交付申請をするに当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事前着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（是正のための措置）

第9条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助対象事業者に対して命ずることができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金交付申請取下書（様式第3号）の提出をもって知事に申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の項目間における、総額の20パーセント以内の配分額の変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金計画遅延等報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

（契約等）

第12条 補助対象事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる執行管理分を第三者に背負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合にはその限りではない。

（権利譲渡の禁止）

第13条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（状況報告および立入検査）

第14条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、必要があると認めるときは、当該補助事業を行う者若しくはこの者であった者に対して、報告させ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる事ができる。

（実績報告）

第15条 補助対象事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日（ただし、令和7年度に交付決定を受けた場合は翌年度の3月31日とする。）のいずれか早い日までに、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要性に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときには、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金概算払請求書(様式第9号)又は沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金精算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第11条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 補助対象事業者が、別紙1特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項又は別紙2暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (4) その他規則第15条第1項の規定に該当した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全額又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第2号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納入期限は、当該命令のなされた日から20日以内として、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 5 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助対象事業者は、第16条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額の確定に伴う報告書(様式第11号)により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第18条第2項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理台帳(様式第12号)を備え管理しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表(様式第13号)を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第20条第1項第1号から第3号規定に基づき知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)を勘案して、知事が別に定める期間とする。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金財産処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約)

第23条 補助対象事業者は、別紙1記載の特別徴収義務者の登録等の規定に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助対象事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(帳簿等の保存期間)

第25条 補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(雑則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月16日から適用する。

別表1（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助率	補助上限額
<p>沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金</p>	<p>宿泊税導入に伴って発生する既存のシステム改修又は新たなシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国などの補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・システムの改修等に直接要していない経費 ・租税公課（消費税及び地方消費税） ・その他本補助金の趣旨に合致しないものなど知事が適切でないと判断する経費 	<p>10/10</p>	<p>1施設当たり200万円とする。ただし、200万円を超える場合においても、宿泊税の導入に伴う必要な経費として、あらかじめ知事の承認を受けた場合には、この限りではない</p>

別紙 1 (第23条関係)

特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金の交付の申請をするに当たっては、下記の規定を順守することを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録の申請について、要綱第15条に規定する実績報告を行う日又は条例第9条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行うことを誓約します。

別紙2（第24条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合